

## 児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

以下のご質問に「はい」、または「いいえ」でお答えください。

問1 現在、標津町から児童手当の支給を受けていますか。

- ※ 特例給付（お子さん1人につき月額5,000円）受給者も「はい」とお答えください。
- ※ 勤務先から児童手当の支給を受けている公務員は、勤務先で手続きしてください。
- ※ 施設等入所中のお子さんは、児童手当の支給対象外です。

はい

問2 高校生以上のお子さん（平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方）がいますか。

- \* ただし、高校生世代のお子さん（社会的に自立している場合は児童手当対象外）の住民登録が町外にある場合、別居監護手続きを行うと児童手当が加算されます。詳しくは、住民生活課へお問合せください。

はい

問3 大学生世代のお子さん（平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方）がいて、年齢順にその人を1人目と数えたとき、高校生以下のお子さんが3人目以降となりますか。  
※大学生年代の子は、同居・別居、進学・就職にかかわらず親等の経済的負担がある場合のみカウント対象になります。

はい

### 手続きが必要です。

- \* 児童手当受給者様宛にお知らせを郵送します。詳しくはお知らせをご覧ください。

いいえ

### 原則、手続きは不要です。

- \* 児童手当受給者様宛にお知らせを郵送します。
- 【高校生以下のお子さんが3人以上いる場合】  
原則、手続き不要で支給期間を延長し、児童手当の支給額を変更します。
- 【高校生以下のお子さんが1人、または2人いる場合】  
原則、手続き不要で支給期間を延長しますが、結果として手当の支給額に変更はありません。

いいえ

いいえ

### 手続きが必要です。

- \* 高所得により児童手当の支給が受けられなかった方につきましては、保護者様宛にお知らせを郵送します。詳しくは、お知らせをご覧ください。
- \* 児童手当の支給を受けていない方で、高校生年代のお子さんがある家庭につきましては、お子様の保護者様宛にお知らせを郵送します。詳しくは、お知らせをご覧ください。